

# 働く女性の健康推進に取り組みましょう

- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

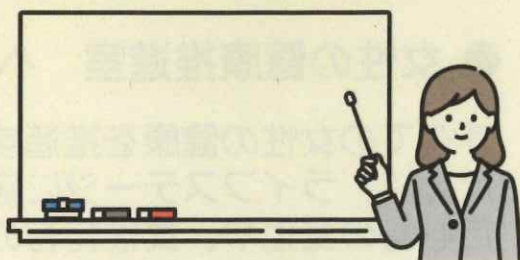
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、  
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

## 女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく  
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の  
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する  
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ  
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講  
してください。



2

## 職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健  
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相  
談センターにご案内するなど、産業保健総合支  
援センターの保健師が連携コーディネーターと  
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受  
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの  
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

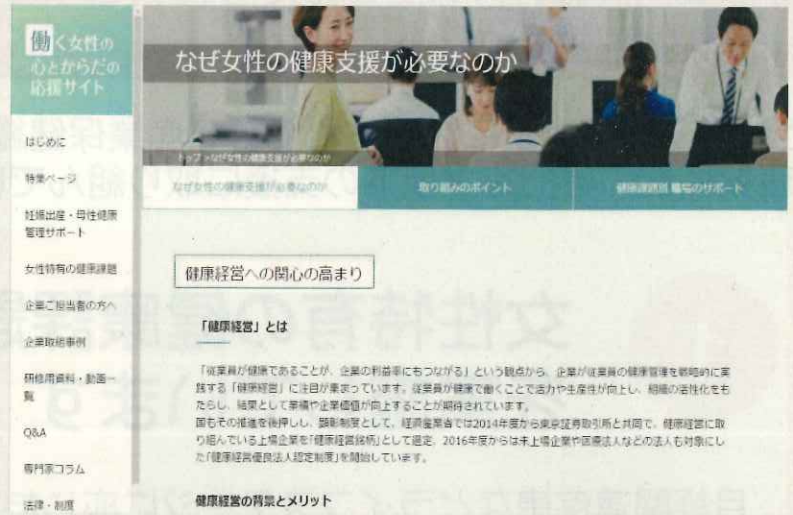


# その他女性の健康支援に役立つツール

## ● 働く女性の心とからだの健康応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのかわからない、様々なヒントが掲載されています。企業の取組事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



## ● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省研究班監修）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



## ● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を

## 防止しましょう

**50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています**  
 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

### 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし)
  - ▶ **何もないところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)**
  - ▶ **転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)**
- ▶ **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)**
  - ▶ **バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底**
- ▶ **通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)**
  - ▶ 敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消**
  - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ▶ **作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)**
  - ▶ 適切な通路の設定
  - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ▶ **作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)**
  - ▶ 設備、什器等の角の「見える化」
- ▶ **作業場や通路のコーンなどにつまずいて転倒 (7%)**
  - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
  - ▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

### 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ▶ **凍結した通路等で滑って転倒 (25%)**
    - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
  - ▶ **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)**
    - ▶ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**  
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
  - ▶ **水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)**
    - ▶ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
    - ▶ **防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)**
    - ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置
  - ▶ **雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)**
    - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

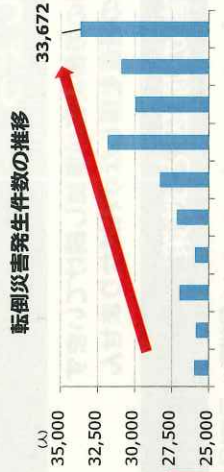
# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

別添7

## 転倒による怪我の態様

**骨折（約70%）**

- ・ 打撲
- ・ 眼球破裂
- ・ 外傷性気胸 など



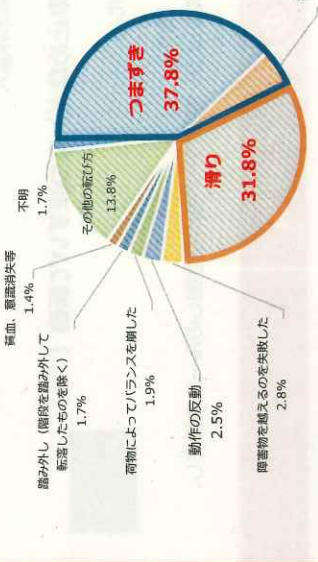
**転倒災害による平均休業日数**（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

**47日**



転倒災害が起きているのは**移動のときだけではありません**

## 転倒時の類型



- ＜その他の転び方＞
- ・ 他人とぶつかった・ぶつかられた
  - ・ 台車の操作を失敗した
  - ・ 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
  - ・ 服が引っかかった
  - ・ 坂道等でバランスを崩した
  - ・ 立ち上がったときにバランスを崩した
  - ・ 鞆紐を踏んだ
  - ・ 風でバランスを崩した

## 主な原因と対策

- **転倒リスク・骨折リスク**
- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
 → 「転びの予防 体力チェック」「口コチエック」をご覧ください
- 特に**女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**  
 → 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、**たった一度の転倒で寝たきりになることも**  
 → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイトを参照）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5)

# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないとこでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
- >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- >走らせない、急がせない仕組みづくり

- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
- >事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
- >送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起

- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
- >設備、家具等の角の「見える化」

- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
- >介助の周辺動作のときも焦らせない
- >介助のあとは「一呼吸置いて」からの作業へ

- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
- >適切な通路の設定
- >敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
- >労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
- >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)

- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
- >防滑床材の導入、摩擦している場合は施工し直す (★)
- >滑りにくい履き物を使用させる
- >脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置

- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
- >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
- (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)

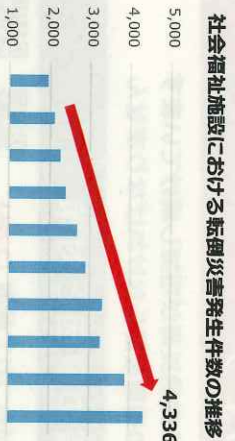
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
- >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- >送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイザーが受けられます

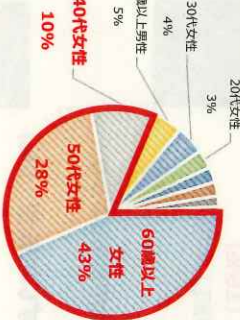


中華福祉会  
転倒防止セミナー  
講師 三ツカ  
エリカ

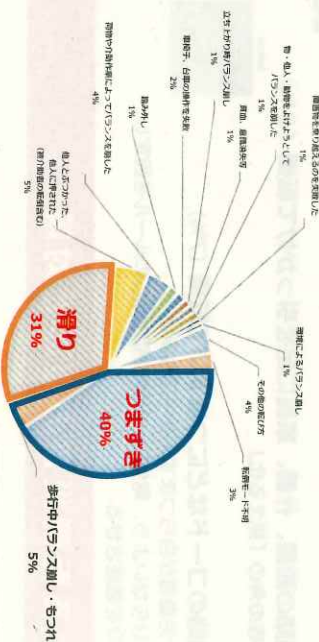
# 転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



転倒時の類型



主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転ひの予防 体カチエツク」 「ロコチエツク」 をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)

社会福祉施設における転倒災害の態様

- ・ 骨折 (約70%)
- ・ 打撲
- ・ じん帯損傷
- ・ 捻挫
- ・ 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

**44日**

## 介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



転ひの予防 体カチエツク

ロコチエツク